



卓 話

「相続税調査」

経営コンサルタント エヌピー通信社編集参与

松本 大路氏

本日は国税調査の中から「相続税調査」についてお話しします。まず第一に「相続税調査の実態」ですが、平成20事務年度（税務署特有の年度区切りで、平成20年7月1日に始まり、平成21年の6月30日に終了する）の調査実績を平成19事務年度と比較して説明します。



亡くなられた方111万人中、実際に提出された申告書の数46,661件で割合が4.2%となっているのが平成19年でした。それに対して平成20年は114万人の方が亡くなられていることまでは判りますが、実際の申告書提出数が発表されなくなりました。

いずれにしても4%程度と考えると差し支えないと思っています。さらに平成19年の資料からですが、この申告された中の平均課税遺産額は22,763万円、納付税額は2,708万円となっています。またその中で土地・建物等の不動産合計が53%、現金・有価証券等の金融資産合計が21%となっております。

そして調査事績数ですが、平成19年が13,845件で平成20年が14,110件です。この割合は平成19年が29.7%でしたので約3割が調査されていると考えてよいでしょう。調査の結果、その中で何らかの問題点が指摘された割合がいずれも85%を超えております。

また相続調査事績の特徴として、一件当りの金額が法人や所得のそれと桁が一つ違っている（問題金額が大きい）点が挙げられます。さらに近年顕著な傾向として、課税漏れ額の中で国際分散が進み金額も過大な点、そして金融資産の割合が53%前後と不動産の18%強を大きく上回っている点でしょう。

次に税務署の中で資産税調査を担当する部署についてですが一般的には資産課税部門が全税務署（東京国税局の場合は82署）に設置されています。またそのうち半数以上（東京局は46署）に大口事案を担当する特別調査官が設置されています。

さらに最近では資産税にも国際税務専門官が設置（東京

局は主要7署）され海外調査含め対応していること。また総合担当特別調査官が設置（東京局は主要10署）され、資産家を中心に法人・所得・相続の壁を突き崩した特殊な調査が実施されています。

次に第二として「調査対象」についてお話しします。まず調査時期の方程式という極めて重要なお話があります。これは死亡発生（相続発生）から実際の調査に選定され、調査終了までに要する時間割の計算式です。前提として相続税申告書提出をギリギリの死亡翌日から10ヶ月以内と仮定するならば、最長で2年10ヶ月以内に調査が無ければ法人税や所得税の場合と異なり、調査は二度と無いということが言えます。

例えば平成20事務年度に調査があるとすれば、一般的な資産課税部門では平成20年の8月お盆過ぎから12月初旬までと特別調査部門に限ってはそれに加え平成21年5月前後の1ヶ月がその対象期間だったわけです。

ポイントはいつ頃提出された申告書がその調査対象になるかということですが、それは平成19年7月1日から平成20年6月30日までに提出されたものになります。その10ヶ月前を故人の死亡時期と考えればさらに判り易いと思います。

次に調査選定基準ですが、四点のポイントがあることをお話します。まず不動産よりも金融資産が重視される点。次に生前の職業が調査困難とされていた業種（現金取り扱い業種等）に属する場合や生前の調査記録に問題が残されていた場合選ばれ易い点。

さらにKSKシステムにより日本全国や国際的な資料情報が瞬時に名寄せ（故人の名前で関連情報を引き出せる）できる点。最後に提出された相続税申告書は漏れなく金融機関等に文書照会され、そこで問題点があれば調査選定される点です。以上4点に加え「財産債務明細書」等から残っているべき金融資産が綿密に割り出され、トコトン詰めた状態で調査を迎えることとなります。

第三として「調査手順」をお話しします。大きく分けて1、臨宅して聴取り2、現物確認3、反面調査の三パートに分けられます。まず臨宅して聴取りとは未亡人等相続人からご自宅に伺って様々なお話をお聞きすることです。大切なことは故人がどのような亡くなり方をしたか、生前の経歴や趣味・趣向、故人に信頼され資産を管理していたのは誰か等です。

次の現物確認とは実際に家の中や貸金庫を確認させていただいたりして原始的な証拠をつかむ技術です。反面調査とは裏づけを取るためや調査をさらに展開させるため、金融機関等に伺い各種証票書類の確認を実施することです。

現状、申告外の名義預金・名義口座・無記名割引金融債・金地金等をいかに把握するかが調査のポイントです。そのために相続人の筆跡や印影を頂く、芋ずる式確認手法を駆使する、第六感を最大限働かせるなど調査官はプロのテクニックで真相に迫ります。

第四として「準備と心構え」についてお話しします。まずは調査官の習性を知ること。つまり現代気質ですが、くどい・しつこいと感じる点。これは調査のテクニックの一つです。また、異常にコンプライアンスがう

るさくなっている点。ネット社会の進展から署長を初め幹部が神経質になっています。また相続人側の弱点を発見したときは獰猛になる点。マシーンと思ったほうが当たっているほどドライな感性である点などでしょう。

以上を踏まえ、被相続人には遺言作成をお勧めいたします。このことによって、話しにくい題材ですが夫人や子供との共通認識が生まれ、本人が不在でも調査に対しある程度の心の準備ができるはずで

また、合理・合法的な財産評価法選定等の事前対策や税理士との腹を割った申告前の話し合い（できれば故人生前）により、相続人がお金や預金の動きを説明できるようになることが望ましいでしょう。そしてほとんど事前予告がありますので、調査前には家や貸金庫の整理整頓、必要書類の事前準備が最低限必要と言えるでしょう。